

市民税・県民税の申告フローチャート

(はい →、いいえ ⇨)

税務署またはe-Taxで所得税の確定申告をしますか？
(確定申告に関することは小松税務署まで TEL：0761-22-1171)

《確定申告が必要な人》

- 給与所得者で ① 給与収入が2,000万円を超える人
② 給与以外の所得が20万円を超える人
③ 2か所以上の給与を受け、主たる給与以外の収入金額+その他所得が400万円を超える人
- 年金所得者で ① 公的年金等の収入が400万円を超える人
② 公的年金以外の所得が20万円を超える人
- 営業所得・農業所得・不動産所得・譲渡所得・配当所得等がある人
- 所得税が源泉徴収されており、各種控除（雑損控除・医療費・寄付金・住宅ローンなど）を受けたい人 など

はい

市民税・県民税の申告は必要ありません。
(確定申告をすると、市民税・県民税の申告をしたことになります。)

いいえ

令和4年1月1日現在、能美市に住んでいましたか？

いいえ

能美市への市民税・県民税の申告は必要ありません。
令和4年1月1日現在の住民登録地にご相談ください。

はい

令和3年1月～令和3年12月に収入はありましたか？
※遺族年金・障害年金、雇用保険など非課税収入のみの場合は「いいえ」へ

いいえ

原則、申告不要ですが、
・国民健康保険又は後期高齢者医療保険の加入者（大切な基礎資料となります。）
・各種申請のために所得証明書等が必要な人は『収入なし』の申告が必要です。

はい

収入は公的年金のみでしたか？

いいえ

はい

公的年金等の収入金額が次に該当しますか？
(複数の年金を受給している場合は合計した金額)
65歳未満 (S32.1.2以降生) 980,000円以下
65歳以上 (S32.1.1以前生) 1,480,000円以下

収入は給与収入のみでしたか？
※ 給与以外の所得（事業・公的年金・個人年金など）がある人は「いいえ」へ

はい

いいえ

公的年金等の源泉徴収票に記載されたもの以外の控除を追加する（医療費控除、社会保険料控除など）

いいえ

はい

市民税・県民税の申告は必要ありません。

市民税・県民税の申告が必要です。
(※場合により、確定申告が必要なこともあります。)

いいえ

はい

勤務先から年末調整済みの給与支払報告書が能美市へ提出されていますか？
(勤務先の担当者に確認してください。)
※ 年末調整に含めていない給与がある場合は、「いいえ」へ

いいえ

はい

市民税・県民税の申告は必要ありません。
ただし、医療費控除や年末調整されていない控除の追加等により源泉徴収された所得税の還付を受けたい人は確定申告が必要です。